

平成 30 年版

# 人権教育・啓発白書



第十六条  
1 同年の男は人種国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく婚姻しかつ家庭をつくる権利を有する 同年の男は婚姻申及び子の解除に際し婚姻に関し平等の権利を有する  
2 婚姻は両当事者の自由かつ完全な合意によるのみ成立する  
3 家庭は社会の自然かつ基礎的な集団單位として社会及び国の保護を受ける権利を有する

平成 30 年版

# 人権教育・啓発白書

平成 29 年度人権教育及び人権啓発施策

法務省・文部科学省

---

**表紙「世界人権宣言啓発書画・第16条」** 提供：公益財団法人人権擁護協力会

世界人権宣言啓発書画は、日本の書道家こぎたいほう小木大法氏とブラジルの画家オタビオ・ロス氏が、世界人権宣言に示された人類の英知に感動し、生き生きと、はつらつと生きている人をたたえる人間賛歌として受け止め、その感動を芸術的に表現しようとしたものです。

---

# 人権教育・啓発白書の刊行に当たって



法務大臣

上川 陽子



文部科学大臣

林 芳正

21世紀は「人権の世紀」といわれています。

私たちは、この「人権の世紀」にふさわしい、誰もが生き生きと暮らすことができる社会、すなわち、持続可能な開発目標（SDGs）の理念としてうたわれている「誰一人取り残さない（No one will be left behind）」社会を実現していきたいと考えています。

このような社会を実現するためには、幼い頃から、互いの違いを認め合い、相手の気持ちを考え、思いやることのできる心を育てていくことが不可欠です。そして、そのためには、「支えられる側」の心の声を聴くという視点と「支える側」の心を育てるといった視点が大切だと考えます。このような心を育む人権教育・啓発の重要性は、これをどんなに強調してもし過ぎることはありません。

ここで、今日の我が国の人権状況に目を転じますと、いじめや虐待等の子どもの人権問題に加え、インターネットを悪用した人権侵害、障害等を理由とする偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する人権侵害、同和問題（部落差別）等の様々な人権問題も依然として存在しています。

平成30年は、世界人権宣言が国連で採択されてから70周年に当たり、同じく、我が国の人権擁護委員制度が創設されてから70周年を迎える記念すべき年です。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を2年

後に控え、社会全体で人権問題に取り組もうとする機運がますます高まっています。

このような機会を契機として、多様な主体が互いに連携し合い、スポーツやボランティアなどの様々な活動を通じた充実した人権教育・啓発を実施し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を更に推進することにより、誰もがお互いの人権を大切にし、支え合う共生社会を実現して、将来へのレガシーとして残していきたいと考えています。

政府は、平成14年3月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月一部変更）に基づき、国民の一人一人が人権に関する正しい知識と日常生活の中で生かされるような人権感覚を身に付けることができるよう、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、各種人権課題の解決に向けた施策に取り組んでまいりました。

今後とも、国民の皆様の人権を守るために、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進してまいります。

本白書は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく年次報告であり、政府が平成29年度に講じた人権教育及び人権啓発に関する施策について取りまとめたものです。

本白書により、人権教育及び人権啓発に関する施策の状況について多くの方々に御理解いただき、今後、人権について一層理解を深めるきっかけにしていただければ幸いです。

平成30年6月

# 目次

はじめに

<b>第1章</b>	<b>人権教育及び人権啓発をめぐる国民の意識</b>	1
1	概説	2
2	人権一般についての意識	2
3	主な人権課題に関する意識について	6
4	人権課題の解決のための方策について	25
<b>第2章</b>	<b>平成29年度に講じた人権教育・啓発に関する施策</b>	27
第1節	人権一般の普遍的な視点からの取組	28
1	人権教育	28
2	人権啓発	30
第2節	人権課題に対する取組	39
1	女性	39
2	子ども	46
3	高齢者	55
4	障害のある人	58
5	同和問題（部落差別）	64
6	アイヌの人々	67
7	外国人	70
8	HIV感染者・ハンセン病患者等	74
9	刑を終えて出所した人	77
10	犯罪被害者等	79
11	インターネットによる人権侵害	81
12	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	84
13	その他の人権課題	88
第3節	人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等	96
1	研修	96
2	国の他の機関との協力	100

第4節 総合的かつ効果的な推進体制等	101
① 実施主体の強化及び周知度の向上	101
② 実施主体間の連携	103
③ 担当者の育成	105
④ 人権教育啓発推進センターの充実	106
⑤ マスメディアの活用等	107
⑥ インターネットの活用	110
⑦ 交通機関の活用	114
⑧ 民間のアイディアの活用	114
⑨ 国民の積極的参加意識の醸成	115

### 第3章 人権教育・啓発基本計画の推進 117

## はじめに

我が国においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」（以下「憲法」という。）の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。それは、憲法のみならず、戦後、国際連合（以下「国連」という。）において作成され、現在、我が国が締結している人権諸条約等の国際準則にもものっとなって行われている。また、我が国では、長年にわたり、国、地方公共団体と人権擁護委員を始めとする民間のボランティアとが一体となって、地域に密着した地道な人権擁護活動を積み重ねてきた。その成果もあって、人権尊重の理念が広く国民に浸透し、基本的には人権を尊重する社会が築かれているといえることができる。

一方で、人権課題の生起がやむことはなく、近年の急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加等による情報化や国際化に加えて、晩婚化や平均寿命の伸長その他の原因による少子化や高齢化等により、我が国社会が急激な変化にさらされる中、インターネット上の人権侵害、外国人の人権問題、子どもの人権問題、障害のある人や高齢者の人権問題等が関心を集めることとなっている。

法務省の人権擁護機関は、「人権侵害事件調査処理規程」（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害による被害の救済に努めているところである。平成29年に法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した人権侵害事件数は19,533件であり、対前年比で90件（0.5%）増加した。この人権侵害事件数の類型別の内訳を見ると、暴行・虐待事案が3,219件（16.5%）と最も多く、次いで、学校におけるいじめ事案が3,169件（16.2%）、住居・生活の安全関係事案が2,909件（14.9%）、プライバシー関係事案が2,705件（13.8%）などとなっている。また、インターネット上の人権侵害情報に係る事件数が過去最高となるなど、新たな人権問題の傾向がうかがえる（資-26頁参照）。

特に、子どもの人権に関しては、文部科学省が行った平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（確定値）によれば、小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は5万9,444件と依然として憂慮すべき状況が見られ、また、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、32万3,143件であり、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、教育上の大きな課題となっている。さらに、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も、平成28年度には12万2,575件となっており、増加の一途をたどっている。

このような状況の下、政府では、府省庁間の連携を図りながら、国民に対する人権教育・啓発活動を更に推進している。



学校教育においては、学校の教育活動全体を通じた人権教育の一層の充実等、人権尊重の意識を高める取組を行うとともに、社会教育においては、国や大学が実施する社会教育主事等を対象とした講習や研修を通じて、多様な人権課題に対応できる指導者の育成及び資質の向上を図っている。

また、国民が人権について正しい認識を持ち、それらの認識が、日常生活の中での態度面、行動面等に確実に根付くことにより、人権侵害のない社会が実現されるよう、法務省の人権擁護機関が、関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ、様々な啓発活動等に取り組んでいる。

一方、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」（平成27年法律第33号）第13条に基づき平成27年11月27日に閣議決定された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」4(4)②「ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー」において、高齢化が進展する中で、障害のある人及び高齢者にとどまらず、全ての人々の社会参加を促進し、活躍の機会を増やすため、パラリンピック競技大会の開催を通じて、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの考えに基づいた街づくりを推進するとともに、障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することにより、共生社会の実現につなげるものとされている。

この方針を踏まえ、東京大会を契機として、全国において、「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインの街づくりを推進し、大会以降のレガシーとして残していくため、様々な障害者団体等の参画を得て、平成29年2月、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議を開催し、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定。平成30年1月には、第2回関係閣僚会議を開催し、新学習指導要領に基づく「心のバリアフリー」教育の推進、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）や関連基準の見直し等、「心」と「街づくり」の両分野における積極的な取組を共有したところである。

これらを契機として、障害のある人の人権を始めとする各種人権課題に、なお一層積極的に取り組んでいく必要がある。

本書は、平成29年度において各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を「人権教育及び人権啓発施策」として取りまとめ、国会に報告するものである。